

令和3年度第2回審議会

日 時	令和3年11月24日（水） 13時20分から14時40分まで
場 所	市役所北庁舎 6階6-2会議室
出席委員	大坪博子、北村房子、櫻井寛和、白木亨、高井伸穂、長尾富美雄、原田峻平 （計7名）欠席：深川寛治
出席職員	山田基盤整備部長、大野基盤整備部参事 水道課 篠田課長、塚原 下水道課 船戸課長、清水、那須（計7名）
傍聴者	なし
<p>議事</p> <p>(1)事業状況</p> <p>ア 水道事業の現況</p> <p>イ 水道事業会計の決算</p> <p>ウ 下水道事業の現況</p> <p>エ 下水道事業の決算</p> <p>(2)審議事項</p> <p>ア水道料金、下水道使用料について</p> <p>司会 本日の会議の内容といたしましては、資料の表紙でございますように、上下水道事業の現況及び令和2年度決算についてご報告をさせていただきます。その後、関市の水道料金、下水道使用料につきまして審議していただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、ただいまから、令和3年度第2回関市上下水道事業経営審議会を開会いたします。原田会長さん、よろしくお願い致します。</p> <p>会長 議事に入ります前に、委員7人（8人中7人）が出席していただいておりますので、審議会規則に定める会議の開催要件（委員の過半数の出席）を満たしていることを報告いたします。それでは、議事に入ります。事務局、お願いします。</p> <p>水道課長 それでは、本日の報告事項であります「水道事業の現況及び令和2年度決算について」説明させていただきます。</p> <p>（水道事業の現況、決算について説明）</p> <p>※料金回収率は92.2%、資本的収支の補填財源は積立金、損益勘定留保資金等で賄う</p> <p>下水道課長 それでは、「下水道事業の現況及び令和2年度決算について」説明させていただきます。</p> <p>（下水道事業の現況、決算について説明）</p> <p>※今年度から公営企業会計を適用のため、前年対比形式をとらず報告。</p>	

使用料のみでは運営費用を賄えないため、一般会計繰入金で補填している。  
過年度引当金等は特別損失で計上している  
資本的収支では特環の白金処理場での工事が 2 億 1 千万円あり。  
補填財源は損益勘定留保資金だが、損益勘定留保資金で不足する分は一般会計繰入金で補填している。

(質疑応答)

司会 説明が終わりましたので、質疑のある方は、挙手の上、発言をお願いします。  
質疑もないようですので、次の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

<水道料金、下水道使用料について>

司会 本日の審議事項でございますが、前回、水道料金、下水道使用料について諮問したのは、平成 22 年(2010 年)ですので、11 年を経過しております。本日は、今後の審議日程及び水道事業、下水道事業の現状について説明させて頂き、具体的な改定水準等につきましては次回の審議会でご説明させていただきます。

それでは、諮問書を基盤整備部長の山田から原田会長に手渡しさせていただきます。

部長 関市上下水道事業経営審議会会長 原田峻平様

『諮問 水道料金、下水道使用料のあり方について』

関市附属機関設置条例第 1 条に基づき、水道事業、下水道事業の現状、今後の見通しを踏まえた水道料金、下水道使用料のあり方について貴審議会の意見を求めます。令和 3 年 11 月 24 日 関市長 尾関健治

(部長から原田会長に諮問書を手渡し)

会長 確かに承りました。諮問された「水道料金、下水道使用料のあり方について」慎重に審議させていただきます。

では、資料にある目次に従って説明をして頂きます。

下水道課長 では、まず全体スケジュールについて、説明をさせていただきます。今後の全体スケジュールですが、お配りした資料 1.1 で料金改定にかかわる全体スケジュールをお示しし、資料 1.2 でテーマ別に審議会の議題をお示ししました。

資料 1.1 をご覧ください。審議会を本日ははじめとして、来年 11 月までを予定しております。その後、住民説明会、パブリックコメントを実施した後、議会に議案を提出し、周知期間を経た後、令和 6 年度からの料金改定を予定しております。

次に、審議会の具体的な議題ですが、資料 1.2 をご覧ください。本日 11 月 24 日を第 1 回として、上下水道事業の経営状況を報告させていただきました。また、この後、上下水道事業の概要として地方公営企業の説明と公営企業会計の特徴、上下水道事業の現状と料金算定対象経費について説明させていただきます。

第 2 回につきましては、来年令和 4 年の 1 月又は 2 月を予定しております。ここでは、今後の事業運営に必要とされる水道料金、下水道使用料水準につきまして、施設整備計画、財政計画と併せて説明させていただきます。

第 3 回は令和 4 年 7 月を予定しております。ここでは、水道料金、下水道使用料について、料金体系の考え方と具体的な水量別料金体系について審議させていただきます。

第 4 回は令和 4 年 9 月を予定しております。ここでは、上下水道事業の施設見学を予定しております。具体的には、水道事業につきましては小瀬水源地を、下水道事業につきましては倉知の浄化センターを予定しております。

第 5 回は同じく令和 4 年の 9 月を予定しております。ここでは、水道料金、下水道使用料のあり方についての答申案を審議させていただきます。

第 6 回は令和 4 年の 11 月を予定しております。9 月で答申案について、賛成の採決が頂ければ、水道料金、下水道使用料のあり方についての最終答申についてご報告をさせていただきたいと思っております。

司会 では、ここまでのところでご質問があればお願いします。

質問がないようでございますが、今回は経営状況と地方公営企業について説明をして次回以降、経営計画を示して料金のあり方について検討していただくということです。

下水道課長 それでは、地方公営企業について説明させていただきます。資料 2 になります。地方公営企業とは地方公共団体が運営する企業で独立採算制が求められる受益者からの利用料等で運営される公益的な事業を行うものをいい、関市では水道事業、下水道事業があります。このうち、水道事業については、地方公営企業法が適用され、企業会計による経理が行われてきましたが、令和 2 年度から下水道事業が地方公営企業法が適用される「法適用企業」に移行しました。なお、それ以外の事業については従来通り、官公庁会計による経理が行われています。

企業会計による経理ですが、資料 3 になります。地方公営企業法の適用企業は、複式簿記による経理が行われていますが、公営企業会計の特徴として、収益的収支と資本的収支があります。収益的収支とは、民間の損益計算書に該当します。これに対し、資本的収支は、民間には見られないもので、貸借対照表の固定資産に該当する資産をどのような資金で調達したかを表したものです。

収益的収支では明らかとならない多額な諸設備に対する支出とそのための調達源泉に対して統制を図るために、資本的収支として予算書の作成を求めています。なお、予算様式の例示から収益的収支は3条収支、資本的収支は4条収支と呼ばれています。

ここで、4条収支ですが、建設改良費は企業債や補助金等が財源となりますが、企業債の償還金は内部留保資金で賄われることが想定されていますので、多くの場合、予算上は支出が収入を上回ります。しかし、実際に予算を執行する段階で資金が不足することがないように、予算の策定にあたり4条収支の不足額について資金的裏付けがあることを説明する必要があります。その裏付けとなる財源を「補填財源」といいます。補填財源については、資料4.1と4.2にまとめておきましたので、ご一読ください。

次の一般会計からの繰入金ですが、資料5になります。地方公営企業法の適用企業は、受益者からの利用料等で運営される特別会計であるのに対し、地方自治体が主に税金で運営する会計を一般会計といいます。

一般会計から企業会計への支出を一般会計繰入金といいます。一般会計繰入金は2種類あり、本来的に責任が自治体に帰属するため、企業会計が自治体に当然請求できるものを『基準内繰入金』といい、それ以外の運営の資金が不足するための補てん等を『基準外繰入金』といいます。

次の地方公営企業を取り巻く状況ですが、こちらは資料はございませんが、水道事業は昭和27年から給水を開始し、下水道事業は昭和42年から供用を開始しています。以来高度経済成長期に大量に管路・施設が整備され、50年を超える年数が到来して、これからは更新の時期を迎える状況にあります。また、今後人口減少が進行し、料金収入が減少する中で、老朽化した資産の更新費用を賄うことができるのが経営の課題となっています。

続きまして、地方公営企業に求められる取り組みですが、地方公営企業を取り巻く状況に対応するため、国は地方公営企業法の適用拡大と経営戦略の策定を要請しています。

地方公営企業法の適用拡大についてですが、国（総務省）は簡易水道事業と下水道事業に対し、令和2年4月までに適用するように通知されています。関市では簡易水道事業は平成29年度から、下水道事業は令和2年4月より適用しています。

国がなぜ地方公営企業法の適用を拡大しようとしているのかといいますと、こちらは資料6.2になります。複式簿記には減価償却費の科目がございますが、これは手持ちの資産を耐用年数に併せて経年ごとに費用化していくものですが、各事業が保有する資産の状況をしっかりと把握する必要があります。

現在の官公庁会計では、減価償却費の科目自体がありませんので、資産の現

在価値や今後の課題である更新需要をつかむことができません。そのため、複式簿記を導入して、資産の現在価値や更新需要を明らかにしようとするものです。

次は、企業会計と官公庁会計の違いについてです。ここで、市の一般会計で行われている官公庁会計と公営企業で行われている企業会計の違いについてご説明します。資料 6.1 になります。

官公庁会計との違いは資料のとおりですが、官公庁会計が「わかりやすさ、扱いやすさ」に重きを置くのに対し、企業会計は「経営状況の見える化」に重きを置いています。具体的には、経理方法や予算・決算管理の欄にあるように、官公庁会計は家計簿的な単式簿記、企業会計は複式簿記となります。複式簿記は、民間のように貸借対照表や損益計算書を作成しなければなりません。

もう 1 点の経営戦略の策定についてですが、資料は 6.2 になります。国が公営企業に求めている経営戦略でございますが、水道事業につきましては、平成 29 年度に策定しております。また、下水道事業につきましては、前回の審議会でご審議していただき、今年度策定・公表することができました。いずれも将来的に管路や施設を限られた財源の中でどうやって更新していくかということが課題です。

水道課長 それでは、上下水道事業の概要と水道料金、下水道使用料収入の算定対象経費について説明させていただきます。

水道事業について説明させていただきます。資料 7.1 をご覧ください。

水道の役割についてご説明するにあたり、改めて水道法を確認しましたところ、水道事業とは、一般の需要に応じて水を供給する事業という大変シンプルな定義を確認しました。また、この水道事業は極めて公益性が高く独占性もあることから事業経営は市町村が主体となることが原則とされています。

水道の目的につきまして、やはり水道法を確認したところ、お示したように若干固い内容となっておりますが、現在関市が水道ビジョンにて目標としていることと概ね同じであることが言えます。

関市のみならず水道事業においては、今も昔も安全性、安心性（安定供給性）、安さが重視されて現在まで至っているといえると考えております。

次に水道事業の主要な業務を 4 区分に分けて説明します。

始めに原水及び浄水業務です。水道水のみならず水のことを原水と言いますが、この原水を安定的に取水し、これを浄化して水道水を確保するというステップに当たります。取水のための井戸やポンプ、浄化のための薬注設備やろ過設備、さらに水質の監視設備など多くの機械設備を扱っている業務です。

配水及び給水業務ですが、作成された水道水を使用者の皆様へお届けするまでの経路の管理などの業務になります。水源地や浄水場から地中に配管を設置

しまして、間に配水池や増圧ポンプを介しながら皆様のもとへ一定の水圧を保ちながら届くよう計算された管路施設を維持管理しています。

総係業務ですが、使用者の皆様からの水道の開栓閉栓の受付や水道料金計算のための検針などの業務と経理事務などとなります。平成28年度から窓口対応や検針業務は水道お客様センターとして民間に包括業務委託をしております。建設業務では、老朽化した機械設備や管路の更新を主に行っています。

次の資料 7.2 をお願いします。水道事業の概要でございますが、先ほどご説明した業務の4区分ごとに主要施設の数や事業の規模などをまとめております。

上段の原水浄水と配水給水につきましては、記載されているとおりの施設等を運用し、維持管理していますが、別資料「関市水道ガイドブック」をご確認いただきますとくわしくより詳細に理解していただけたと思います。ここでは時間の都合上触れませんが、ぜひ後ほどご一読くださいますようお願いいたします。

総務につきましては、給水件数、給水水量と給水収益の令和2年度決算規模を示しております。

給水収益につきましては、今の時点では、1年に約12億円という規模で、減少傾向にありますということを大まかに把握いただければ結構です。

建設につきましては、機械設備や管路の更新が主内容です。年ごとの実施内容により各年度で金額にばらつきが生じますので、この4年の平均の値を示させていただきますいております。この期間は簡易水道統合などの大規模な事業を終えた後ですので事業規模は多いときに比べやや少ないといった感覚でございます。

投資計画や収支計画は次回以降詳細にご説明する予定ですので本日はだいたいの概要をご説明しました。

次に水道料金収入の対象となる経費、資料8をご覧ください。

公営企業会計の説明にもありました収益的収支について、水道事業会計の予算項目を示した表になります。

収益的収入ですが、営業収入の筆頭に給水収益（水道料金）がありまして目立つように着色をしております。その他収入には給水収益以外にも手数料、補助金、長期前受金戻入などの収入があります。令和2年度決算では給水収益は収入全体の約7割となりました。

次の収益的支出ですが、営業費用の項目だけで費用全体のほとんどを占めています。営業費用の項目名は事業区分名となっておりますが、その中身の性質としては人件費、委託料、修繕費、電力費などです。そのほか、企業会計特有の現金の支出を伴わない減価償却費なども含まれています。

ほかに、特別収益、特別損失がありますがこれらは臨時的に生じるもののた

め、今後説明する予定の財政計画で将来の収支予測をする上では対象に含めないことを考えております。参考までに示させていただきます。

収益的収支の下に資本的収支が添えてありますが、資本的収支については収益的収支の減価償却費や長期前受金戻入へ間接的に影響を与えていることを示しています。簡単に言うと、高額な投資が長く続けば後々収益的支出の減価償却費がじわじわと増えていくということです。

次の欄ですが、収益的収支では、予算、決算において通常では黒字であることが基本です。(災害等で長期断水し、このため収入が十分見込めなかったなどの場合にはやむを得ず赤字の場合がある)

令和2年度は結果として約1億7900万円の黒字でありました。

そして、結論としまして、給水収益として必要な金額は、給水収益を含めたすべての収入と収益的支出の各項目を適切に見積りしたうえで、収入全体が支出全体を上回ること(言い換えれば黒字であること)が必要と言えます。

備考としまして、平成27年度に日本水道協会が示した水道料金算定要領では、このほかに、費用部分に追加で“資産維持費”が付け加えられて、より給水収益を確保することが必要であるとした考え方があることを添えております。なお、この考え方はすべての市町村等で採用されているわけではありません。また、関市として採用することを予定しているわけではありません。

以上でございます。

下水道課長 下水道事業について説明させていただきます。資料につきましては、9.1でございます。下水道には、公衆衛生の向上など3つの役割がございます。

次に、下水道の種類でございますが、下水道法で定める下水道(「法令上の下水道」としては、関市では公共下水道(狭義の)と特定環境保全公共下水道がございます。公共下水道(狭義)と特定環境保全公共下水道は対象地域が異なります。公共下水道は主として市街地を対象とするのに対して、特定環境保全公共下水道は市街化区域以外の区域を対象としております。

下水道法上の下水道と同様に汚水を処理する類似施設としては、農業集落排水とコミュニティ・プラントがございます。農業集落排水は農業集落における農業用排水の水質保全等を目的として、農業振興地域内の農業集落を対象としております。また、コミュニティプラントは、住宅団地等に設置される汚水処理施設で下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域を対象としたもので、関市では千疋北・太平台の住宅団地がこれに該当します。

次に、施設の現状でございますが、資料の9.2をお願いします。公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水では公共下水道がもっとも古く昭和42年の供用開始となっております。特定環境保全公共下水道は平成4年から、農業集落排水は昭和61年から供用開始しており、現在に至っております。なお、コミュニティプラントについては、さきほどご説明しましたように千疋北・太

平台の団地のみ適用されるごく小規模なものでありますことから、ここには掲載しておりません。コミュニティプラントは平成 18 年の事業開始ですので、開始後 15 年を経過したことになります。

続いて、下水道使用料収入の対象となる経費でございますが、資料 10 をご覧ください。こちらは資料にありますように下水道事業については、雨水に係る経費は受益が広く一般市民に及ぶことから公費負担とされており、汚水処理に係る経費を使用料収入の対象としております。

汚水処理の経費は 2 つの種類に分けられます。1 つは施設の維持管理のための費用、そしてもう 1 つは将来の施設の更新のための費用でこれを資本費と呼んでおります。しかし、下水道の水質規制や水洗式トイレの普及のための事務経費や雨水と管路を分ける分流式下水道の費用や、リンや窒素等、富栄養化の原因となるものを除去する高度処理の費用など、広く河川環境のための費用もあることから、それらの費用については公費負担とし、それ以外の汚水処理の経費を使用料収入の算定対象経費としております。

会長 今回の諮問との関係で伺いたいのですが、公営企業の関係で原則は独立採算でやらなければならない。その中で更新や漏水をどうするかとの関係で料金のあり方について議論を進めることになると思います。

確認ですが、基準外繰入金について、独立採算で足りない分について市の財政に負担を求めると思うのですが、決算書ではどの部分に対応しているのでしょうか。

事務局 損益計算書では営業外収益の他会計繰入金、また資本的収支の出資金・補助金にも繰入金が含まれています。

会長 水道事業は基本独立採算だと思うのですが、簡易水道について基準外繰入金があるということですね。水道事業では一般会計補助金があり、この中に基準外繰入金が含まれている。基準外繰入金がなければ、水道事業は利益を出すことができない。事業を続けていくためには投資が必要で、独立採算の中でどうやって資金を賄うか、それを今後議論していく。

委員 減価償却費は費用だが資金は流出しない。ここに貸借対照表が掲載されていないが、資金はどこかに残っているとおもうが。

事務局 今のご質問にお答えします。現在の基準外繰入金の算定は内部留保を使い切っても足りない部分について補填しているというものでございます。ですから貸借対照表には翌年度の当座の支払い分だけが現金預金に残っています。従って、減価償却費の資金が流出しない分についてはすでにその年度の投資に使い



切って残っておりません。そのような状況が下水道事業の現状でございます。

会長 今のお話をかみ砕いてお話するとすれば、減価償却費は非現金支出であることを考えると、運営費はトントンで投資の分だけ不足しているというところでしょうか。

事務局 運営費でいえば、現状の下水道事業では公共は使用料で賄える、特環は少し赤字が出る、農集は使用料で運営費は賄えないというところです。農集につきましては、利用者が少ないため、運営費を賄うだけの使用料を得るのが困難でございます。そのあたりの詳しい資料は次回ご提供したいと思っております。

委員 パンフレットでは、22%の老朽管があるということですが、どの位お金がかかるのですか。

事務局 22%の老朽管は今後更新していかなければならないので、料金の見直しをそれに充てたいというところです。

会長 これからこれだけ投資をしていくからこれだけ必要だというもの(「投資計画」)が必要なのではないですか。

事務局 次の審議会には揃えたいと思っております。

会長 ご質問の事項については、次回の審議会に揃えて頂いて審議して頂くということによろしいでしょうか。

委員 関市だけでなく岐阜県内で広域的にやるということについてはどのように考えておられますか

会長 県にヒアリングする機会があったのですが、広域化については人材的なことも含めて検討課題としては認識しているが、具体的には進んでいないというのが現状です。各市町が独自の文化でやっているところから、県としてまとめることは考えていないということでした。

事務局 広域化につきましては、各地区単位ごとにやっていこうという考えはあるのですが、それがいつになるかという具体的なものはありません。もう一つ課題として各市町にはそれぞれ水道料金があるのですが、広域化すると料金が安いところは広域化によって料金が跳ね上がるということがあります。ゆくゆくは広域化は目指してもよいものですが、そこに行くまではまだまだ課題が多く、時間は要すると考えております。

会長 ゆくゆくはということで、広域化はありうるということだと思いますが、料金の格差の問題は人口密集地の収益を使って密集していないところの費用を補填することになってしまうので、県としてもいきなりやりますとはいえない。少なくとも向こう1年のスケジュールからすれば関市独自で料金はどうあるべきかを考えていくことがよいと思います。

事務局 さきほどのパンフレットは12月の広報に掲載されているものです。水道事業の経営状況と課題をまとめてあります。これにつきましては、来年早々に若干のアンケートをとりたいと思っております。アンケートを今後上下水道事業の料金のあり方についての市民の意見を参考としてとりたいと思っております。

次の審議会の開催でございますが、例年は年2回ですが、今年はあと1回来年1月か2月に開催させていただきたいと思っております。

会長 ただいま次回の開催について事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。それでは、次回の審議会の開催時期については、事務局の提案通りとさせていただきます。

委員 時間はいつからいつまででしょうか

事務局 午後1時半から3時までです。

委員 質問ですが、水道管は今後何年使えますか。

事務局 水道管の耐用年数は40年です。

委員 そうすると80年代に布設したものは大半が限界にきているということですね。

事務局 耐用年数は40年ですが、40年を超えて使用しているものもあります。これから老朽管対策で布設する管は耐震管といって100年持つような管を使う予定です。

会長 今、更新している管は計画的というより漏れているところからやっているという認識でよろしいでしょうか。

事務局 石綿管がまだ埋設されておりまして、石綿管と漏水の激しいところを重点的にやっているところです。

会長 それでは議事をすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。

司会 本日は慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これもちまして、審議会のほうは閉会とさせていただきます。